

## 常陸大宮市新婚家庭家賃助成金について

市では、少子化・人口減少の対策として若年層への定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に家賃の一部を予算の範囲内において「家賃助成金」として交付します。

### ○助成金額

月額1万円を限度に年1回交付します。

※家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額。

### ○助成期間

申請のあった翌月から最長36か月

### ○交付対象者(すべての要件を満たす方が対象となります。)

- (1) 家賃助成金の交付申請をする日前3年以内に婚姻届を提出していること。
- (2) 平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録を行っていること。
- (3) 夫婦いずれもが申請時に40歳未満であること。
- (4) 申請者及び同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下であること。
- (5) 家賃が月額5万円以上であること。※共益費、管理費及び駐車場代等は除く。
- (6) 他の公的制度(生活保護等)による家賃補助を受けていないこと。
- (7) 申請者及び同居者全員が市税等を滞納していないこと。
- (8) 家賃を滞納していないこと。
- (9) この要綱に基づく助成を受けたことがないこと。

**問** 本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎0295-52-1111 内線256

## 常陸大宮市定住促進のための住宅取得奨励金について

本市では、子育て世帯等の定住を促進することで、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力あるまちづくりを推進するため、市内に住宅を取得する子育て世帯等に、住宅取得費として奨励金を交付しています。

### ○住宅の種別ごとの奨励金の額

- (1) 新築住宅 50万円・・・自己の居住用に新たに建設し、まだ人の居住の用に供したことの無い住宅
- (2) 建売住宅 50万円・・・販売を目的として建設され、まだ人の居住の用に供したことの無い住宅
- (3) 中古住宅 25万円・・・人の居住の用に供されたことのある住宅

### ○対象者 住宅の所有権を取得した方で、所有権が共有名義の場合は、その持ち分が2分の1以上所有する方とし、次の(1)～(5)の要件を満たす方

- (1) 住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した日現在で、次のいずれかに該当する世帯であること
  - ① 当該世帯に中学生以下の者がいること
  - ② 新婚世帯(登記完了日前5年以内に婚姻し、夫婦いずれも45歳以下)であること
- (2) 奨励金の交付申請者は、取得した住宅の所有者であること
- (3) 本人及び同一世帯に属する者に市区町村税等の滞納がないこと
- (4) 所有者等が登記完了日以後3ヶ月以内に当該住宅の所在地に住民登録をしていること
- (5) 本人及び同一世帯に属する者が、この奨励金の交付を受けた者または当該交付を受けた者の世帯に属していた者でないこと

### ○対象住宅(市内に定住を目的として取得した住宅)

- (1) 専用住宅(専ら人の居住の用に供する住宅)または居住の用に供する部分(居室、台所、便所、浴室)の延床面積が総延床面積の2分の1以上ある併用住宅
- (2) 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に、住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した住宅

○申請期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

**問** 本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎0295-52-1111 内線256